

地域県土警察常任委員会資料

(令和8年8月21日)

〔 件 名 〕

- 令和8年度普通交付税（市町村分）の交付額について
【市町村課】・・・2ページ
- 北方領土返還要求運動に係る青少年等現地視察について
【市町村課】・・・4ページ
- 鳥取県立美術館集客対策会議の開催等について
【美術館】・・・5ページ
- 人権相談窓口における人権相談及び防止措置要請等に係る実施状況について
【人権・同和対策課】・・・6ページ
- 「ワールドマスタースゲームズ2027 関西」鳥取県ボランティア募集等について
【関西ワールドマスタースゲームズ課】・・・7ページ
- 「温泉文化・世界サミット」の開催について
【文化財課】・・・8ページ
- 文化財の県指定等について
【文化財課】・・・9ページ

地域社会振興部

令和8年度普通交付税（市町村分）の交付額について

令和8年8月21日
市 町 村 課

7月24日、総務大臣により令和8年度普通交付税の交付額が決定されました。本県における市町村分の交付額等の概要は以下のとおりです。

1 令和8年度普通交付税（市町村分）の交付額の概要

普通交付税額は939億円となり、前年度（当初算定分）に対して+30.6億円となった。

※前年度（当初算定分）との比較においては全国値+3.8%に対して本県は+3.4%。

<本県の決定額>

（単位：千円、%）

区分	普通交付税額			
	令和8年度 A	令和7年度 B	増減額 C(=A-B) C(=A-B)	増減率 D(=C/B) D(=C/B)
市	45,245,559	43,225,816	2,019,743	+4.7%
町村	48,657,843	47,619,386	1,038,457	+2.2%
市町村分計	93,903,402	90,845,202	3,058,200	+3.4%
(参考)県分	156,483,209	142,762,817	13,720,392	+9.6%

※令和7年度の数値は当初算定分であり、再算定分は含まない。

※県分の増減率が高い要因は、臨時費目である地域未来基金費（令和8年度のみ）が措置されたこと等による。

2 本県市町村分の主な増加理由

（1）主な増加理由

○基準財政需要額（臨時財政対策債振替前）1,665.1億円（+60.6億円）（+3.8%）

[増加要因]

- ・包括算定経費の単位費用（給与改善費、公共施設の光熱費、委託料経費）の増 +10億円
- ・地域の元気創造事業費の経常態容補正（財政需要価格転嫁分の新設）の増 +1億円

○基準財政収入額 725億円（+29.7億円）（+4.3%）

[増加要因]

- ・地方消費税交付金の増 +14.9億円
- ・市町村民税所得割の増 +8.8億円
- ・市町村民税法人税割の増 +2.8億円

（2）増加率の大きい団体

- 日野町 +8.2%：地域振興費（人口）、保健衛生費、高齢者保健福祉費（65才以上）の増 等
- 境港市 +7.2%：包括算定経費（人口）、子ども子育て費、社会福祉費の増 等
- 米子市 +6.4%：包括算定経費（人口）、生活保護費、社会福祉費の増 等

【参考】県分の交付額の概要

普通交付税額は、1,565億円となり、前年度に対して+137億円となった。

※前年度との比較においては全国値+9.0%に対して、本県は+9.6%。

<県分の主な増減理由>

○基準財政需要額の増 +164億円

個別算定経費：+78億円、地域未来基金費：+51億円（皆増）、
臨時財政対策債償還基金費：+40億円（皆増）等

○基準財政収入額の増 +26億円

個人県民税（所得割・均等割）：+6億円、特別法人事業譲与税：+8億円、地方消費税：+16億円等

令和 8 年度 普通交付税交付決定額

(単位：千円)

区 分	令和 8 年度 A	令和 7 年度 B	対前年度増減額 A-B	対前年度増減率 A/B
鳥 取 県	156,483,209	142,762,817	13,720,392	9.6%
鳥 取 市	23,905,462	22,777,853	1,127,609	5.0%
米 子 市	10,588,111	9,954,395	633,716	6.4%
倉 吉 市	7,287,295	7,261,754	25,541	0.4%
境 港 市	3,464,691	3,231,814	232,877	7.2%
岩 美 町	3,414,232	3,388,132	26,100	0.8%
若 桜 町	2,076,691	2,011,852	64,839	3.2%
智 頭 町	3,298,400	3,139,798	158,602	5.1%
八 頭 町	5,198,196	5,112,602	85,594	1.7%
三 朝 町	2,389,332	2,376,941	12,391	0.5%
湯 梨 浜 町	4,458,168	4,391,457	66,711	1.5%
琴 浦 町	4,559,067	4,465,199	93,868	2.1%
北 栄 町	3,742,587	3,580,721	161,866	4.5%
日 吉 津 村	747,626	824,627	-77,001	-9.3%
大 山 町	4,876,941	4,770,611	106,330	2.2%
南 部 町	3,419,226	3,287,401	131,825	4.0%
伯 耆 町	3,601,306	3,552,067	49,239	1.4%
日 南 町	3,243,590	3,264,955	-21,365	-0.7%
日 野 町	2,075,315	1,918,896	156,419	8.2%
江 府 町	1,557,166	1,534,127	23,039	1.5%
都 市 計	45,245,559	43,225,816	2,019,743	4.7%
町 村 計	48,657,843	47,619,386	1,038,457	2.2%
市 町 村 合 計	93,903,402	90,845,202	3,058,200	3.4%

(参考) 全国の状況

(単位：百万円)

区 分	令和 8 年度 A	令和 7 年度 B	対前年度増減額 A-B	対前年度増減率 A/B
道 府 県 分	10,103,999	9,272,243	831,756	9.0%
市 町 村 分	8,869,736	8,547,545	322,191	3.8%
計	18,973,735	17,819,788	1,153,947	6.5%

北方領土返還要求運動に係る青少年等現地視察について

令和8年8月21日
市 町 村 課

北方領土返還要求運動鳥取県民会議が構成した青少年現地視察団を北方領土隣接地域に派遣し、青少年に北方領土を視察してもらうとともに、元島民の体験談を聞くなどの機会を提供することにより、北方領土問題を身近に捉えてもらい、一層の理解と関心を高めてもらうことを目的として現地視察研修を実施しました。（平成25年度から2年に1度実施）

- 1 期間 令和8年7月30日（木）から8月2日（日）まで（4日間）
- 2 視察地域 北海道羅臼町、中標津町、標津町、別海町、根室市等
- 3 参加者（団 長）鳥取県「北方領土問題」教育者会議 船田次郎 会長（米子市立東山中学校校長）
（団 員）県内中学校生徒17名、県内中学校教諭2名、県教育委員会事務局指導主事1名
北方領土問題対策協会 鳥取県推進員 米原幸司 氏 日本海新聞社記者
北方領土返還要求運動鳥取県民会議 福田俊史 会長（鳥取県議会議長）、小堀陽平 事務局長（市町村課長）、事務局職員

<参考>北方領土返還要求運動鳥取県民会議の概要

（目的）北方領土の返還促進を図るため、会員の協力を得て啓発活動を中心に諸活動を行う。

（設立年月日）昭和58年2月8日（昭和62年3月までに全都道府県で設置されている。）

（組織）会長：鳥取県議会議長、会員：青年団体、婦人団体、労働・経済団体等、事務局：市町村課

4 主な視察内容及び参加者の意見

（1）元島民2世の講話（語り部：本見泰敬 氏（国後島2世））【羅臼国後展望塔】

北方四島の歴史や文化、ビザなし交流事業に参加された際の現地の様子やロシア人との交流その他の北方領土問題に関する様々な話について写真や映像を用いながら説明を受けた。

（参加者の感想）

「北方領土は日本の領土だということを伝えてほしいということが印象に残った。」

「北方領土は現在住んでいるロシア人にとっても故郷であり、北方領土が返還されたとしてもロシア人を追い出すことはロシアが日本にしたことと同じことをすることになるため、ゴールは一緒に暮らすことだということを学ぶことが出来た。」

（2）北海道根室高等学校の生徒による出前講座（根室高校3年生 2名）【北方四島交流センター】

北方領土の歴史や現状についてクイズを交えながら説明を受け、意見交換を行った。

（参加者の感想）

「何を発信したいかで伝えることが変わるということや、感情的にならないで冷静に考えることも大切だということを学んだ。」

「自分たちも同じように返還に向けて活動に参加したいという気持ちになった。」

（3）北方館・望郷の家及び納沙布岬【根室市】

北方館では館長の案内により、北方領土問題の発生の状況や歴史的経緯に関する資料などを見学し、望郷の家では、戦前の島民の生活関連資料や島々における街並みや住居表示を折り込んだ地図、北方領土地図模型等を見ながら、ソ連の侵攻の軌跡や当時の様子などを説明いただいた。

納沙布岬では肉眼で北方領土を望見し、参加中学生も納沙布岬から最も近い貝殻島に建つ灯台を見て、「泳いで渡れそうだ。」とその近さに驚いており、近くて遠い島であることを実感している様子であった。

5 参加した青少年の今後の活動予定

- ・令和8年度北方領土に関する全国スピーチコンテストへの応募
- ・農と食のフェスタ（令和8年10月開催予定）における署名運動への参加
- ・北方領土返還要求運動鳥取県民大会（令和9年1月開催予定）におけるスピーチ発表



（元島民2世の講話）



（羅臼国後展望塔での集合写真）

鳥取県立美術館集客対策会議の開催等について

令和8年8月21日
美 術 館

6月議会の議論を踏まえ、外部有識者、県内関係者を交えた第1回鳥取県立美術館集客対策会議を8月6日（木）に開催しましたので報告します。

また、魅力的かつ集客力のある美術館の実現に向け、多くの県民からのご意見をお聞きする「県民参画電子アンケート」を実施中であり、今後、同会議においてアンケート結果を踏まえて県民目線で幅広く議論し、対応検討していきます。

1 第1回集客対策会議の開催結果について

(1) 日時等

日時：8月6日（木） 場所：鳥取県立美術館 1階ホール

(2) 主な意見

【情報発信】

- 地元であっても、美術館の情報が入ってこない。
- プロモーションにお金をかけてはいるが、効果的なものができるか疑問。また、開館直後に比べて、配布されるチラシやポスターも減ってきている。
- 小さい子どもをもつ親御さんへの情報の届け方。

【地域連携】

- 倉吉市や倉吉市教育委員会ともしっかり連携していく必要がある。
- 美術作品だけではなく、建築の価値を伝えていくことも大切。エースパック未来中心など周辺施設や大山も見えるとといった風景なども含めて、場のアピールも必要。

【企画展】

- 長く続けるのであれば集客、黒字が必須というのが民間の感覚。美術に詳しくない人でも行きたくなる展示が必要で、メリハリのある企画展を期待。

【開かれた美術館】

- 美術館の利活用について、相談する窓口がわからない。
- 美術館の敷居が高い感じがする。愛称をつけたり、もっとフランクに話せる機会が欲しい。
- 集客を狙うには地元と観光の両輪でやっていかないとけない。
- 雨の日に行くところがない子育て世代に美術館に来てもらう。
- 開かれた美術館であれば県民からの提案、相談等に対してチャレンジしていく姿勢を示す必要がある。
- ルーブル美術館みたいに、日を決めて、館内で誰でも模写できるようにするとか。

【教育】

- 小学校4年生を無料で招待するというのは意味のある取組だと思う。
- 中学・高校の美術部を取り込んでいくことは効果のある取組であり、ニーズがある。

【体制づくり】

- 地域連携を含めた中長期のロードマップを作っていくべき。
- 美術館のミッションに対する定性的な評価ができる体制づくりも大切。

(3) 参加者 下記名簿のとおり

企画立案・情報発信	有限会社ブランニング・ラボ 代表取締役 村井 良子
コンベンション・貸施設	とっとりコンベンションビューロー 理事長 石村 隆男
観光	鳥取県観光連盟 専務理事 岡山 佳文
子育て・教育	鳥取県小学校長会 会長 岡本 修典（鳥取市立日進小学校長） NPO 法人こども未来ネットワーク 事務局 藤内 千春 鳥取県教育委員会事務局小中学校課 義務教育主査兼指導担当係長 角田 亘
地域	とっとり県美応援団 団長 佐伯 健二 倉吉市自治公民館連合会 上灘地区自治公民館協議会会長 谷口 信幸 ヒナドリラボ（倉吉市文化活動センター管理責任者） 代表 三上 大輔
まちづくり・経済団体	倉吉商工会議所 総務課長 出西 尚弘、青年部 会長 河野 有兵 (株) 赤瓦 取締役 平 真
オブザーバー	倉吉市（経済観光部観光交流課）

2 県民参画電子アンケートの実施について

(1) 実施期間

8月5日（水）から8月31日（月）まで

(2) アンケート項目（例）

- ・興味のある企画展のテーマ
- ・美術館へ行く理由・行かない理由
- ・企画展観覧料の設定（高い・安い）
- ・アートや展覧会以外での利活用 など

(3) アンケート概要

- アンケート会員数…783名（7/28時点）

<利用者数の推移>

	第1 四半期 （～6/30）	第2 四半期 （～9/30）	第3 四半期 （～12/31）	第4 四半期 （～3/31）	合 計
開館1年目	120,766人	99,083人	61,357人	36,453人	317,659人
2年目	43,440人	21,516人			64,956人

※8月11日時点

人権相談窓口における人権相談及び防止措置要請等に係る実施状況について

令和8年8月21日
人権・同和対策課

昨年12月に一部改正した鳥取県人権尊重の社会づくり条例に基づき、県民からのインターネット上の権利侵害に係る相談対応、削除要請の支援等を行っており、その実施状況を報告します。

■相談件数 延べ22件 (R8.1.25～R8.6末)

➤ 県の相談支援により投稿削除されたもの 延べ6件

[内容]

- ・インターネット上のプラットフォーム事業者への削除要請の手続を県から支援（削除要請窓口、削除要請の文面案提示等）し、投稿が削除されたもの。
- ・県への相談後に、相談者が人権侵害の内容を掲示しているサイトの運営事業者に直接連絡し、即日、サイトから権利侵害情報が削除されたもの。

➤ 削除要請したがプラットフォーム事業者から削除しない旨の回答があったもの 延べ9件

[内容]

- ・相談者が、プラットフォーム事業者へ削除要請を行ったが、事業者から削除しない旨の回答があったもの。
- ・相談者の求めに応じて県がプラットフォーム事業者へ削除要請を行ったが、現時点で放置されているもの。
- ・県からの削除要請に応じた発信者も、プラットフォーム事業者へ削除要請を実施したが、現時点で放置されているもの。

➤ 相談者が削除要請を検討中のもの 延べ7件

[内容]

- ・県が相談者にインターネット上のプラットフォーム事業者への削除要請の手続を支援し、相談者本人は運営事業者へ削除要請を行う意向であるもの。
- ・相談者から、「他機関にも相談しているので、他機関の判断を待ってまた相談する」との申し出があったため、相談者からの連絡待ちの状況であるもの。

○鳥取県人権尊重の社会づくり条例（抜粋）[令和7年12月25日改正（令和8年1月25日施行）]

（人権に関する相談）

第8条 知事は、人権尊重の社会づくりを推進するため、人権相談窓口（県民の人権に関する各般の問題につき、相談に応じるとともに、相談をした者（以下「相談者」という。）への支援を行うための窓口をいう。以下同じ。）を設置する。

2 知事は、人権相談窓口において人権に関する相談を受けたときは、専門的知見を活用しながらその相談に応じるとともに、その当事者の相互理解と自主的な取組による解決を促進するため、次に掲げる支援を行うものとする。

（4） 特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律（平成13年法律第137号。以下「法」という。）第5条第1項に基づく発信者情報の開示の請求に関する援助その他必要な支援

（5） 特定電気通信役務提供者（法第2条第4号に規定する特定電気通信役務提供者をいう。以下同じ。）に対し、侵害情報送信防止措置（法第2条第8号に規定する侵害情報送信防止措置をいう。以下同じ。）を講ずるよう求める申出に関する援助その他必要な支援

（侵害情報の削除等）

第8条の2 県民は、自己に係る侵害情報（法第2条第6号に規定する侵害情報をいう。以下同じ。）であって人権相談窓口に相談した事案に係るものについて、知事が当該侵害情報に係る特定電気通信役務提供者又は発信者（法第2条第5号に規定する発信者をいう。以下同じ。）に対し、侵害情報送信防止措置を講ずるよう要請することを求めることができる。

2 知事は、前項の求めをした者（第4項において「被侵害者」という。）の権利が不当に侵害されているにもかかわらず、特定電気通信役務提供者が侵害情報送信防止措置を講じていないと認めるときは、協議会の意見を聴いた上で、当該特定電気通信役務提供者又は当該侵害情報に係る発信者に対し、その理由を示した上で、期限を定めて、侵害情報送信防止措置を講ずるよう要請することができる。

<参考>令和7年度人権尊重の社会づくり相談ネットワーク運用状況

○相談件数（令和7年4月1日～令和8年3月31日）

令和7年度の相談件数は、1,329件とほぼ前年度並であった。相談内容の主なものは、障がい関係延496件、労働関係延492件、病気の人延407件であり、同じ方からの繰り返しの相談が多い。

① 受付機関別

（単位：件）

	R7	R6
人権尊重社会推進局	571	647
中部県民福祉局	329	307
西部県民福祉局	429	374
計	1,329	1,328

② 相談形態別

（単位：件）

	R7	R6
面接	93	68
電話	1,223	1,247
封書等	13	13
計	1,329	1,328

※うちインターネットに関する相談

R7:62 R6:57

「ワールドマスターズゲームズ2027関西」鳥取県ボランティア募集等について

令和8年8月21日

関西ワールドマスターズゲームズ課

ワールドマスターズゲームズ2027 関西（以下、「WMG」）の開催に向けて、大会ボランティア募集を開始するとともに、募集開始にあわせて、おもてなし決起セレモニーを開催したので報告します。

1 WMGおもてなし決起セレモニー

(1) 日 時：令和8年8月4日（火） 午後1時から（20分程度）

(2) 場 所：県庁本庁舎1Fロビー

(3) 内 容：

ア 柔道家アンバサダーの任命

- ・ベテランズ柔道欧州大会王者で、来年WMG柔道競技に参加するフランス人柔道家のパスカリン・マニュ氏を「柔道家アンバサダー」に任命した。
- ・今春、フランスの人気柔道専門誌「L'Esprit du Judo(柔道の精神)」の取材協力いただいたほか、
レスブリ ドウ ジュド
今後も海外競技者の視点で大会運営やおもてなし等に助言・サポートいただく。

イ ボランティア決起宣言

- ・日華フレンズ（多文化共生団体）川口斐斐（フェイフェイ）氏、青翔開智高校1年石破蒼氏ほか高校生・国際交流団体・商工団体有志等がボランティア決起を宣言。
- ・今後、通訳、とっとりの食や国際交流等にたずさわっていくことを発表いただいた。



＜柔道家アンバサダー任命＞



＜出席者による記念撮影＞

2 ボランティア募集の概要

海外選手が多数訪れるWMGの特性を踏まえ、大会運営、通訳、交通、宿泊、救急医療などにおいて、グローバルなおもてなしを行える体制を整えるため、ボランティアの募集を開始しました。

(1) 募集人員 延べ約2,600人

(2) 募集期間 令和8年8月4日から令和8年12月末まで

(3) 応募方法 専用ホームページでの申請または参加申込書の提出

(参考) ボランティアの活動等

- ・活 動 内 容：大会受付・競技受付、会場案内、式典イベント補助、総合案内、競技補助、多言語対応など
- ・活 動 期 間：2027年5月11日（火）～5月30日（日）のうち、1日から従事可能
- ・活動場所等：各競技会場、主要駅及び空港に設置する案内所等
(応募内容をもとに鳥取県実行委員会が決定)

「温泉文化・世界サミット」の開催について

令和8年8月21日
文化財課

令和7年11月28日に「温泉文化」がユネスコ無形文化遺産の国内候補に決定されました。令和12年（2030年）の登録に向け「温泉文化」の文化的価値を高めるとともに魅力の発信を進めることにより、「温泉文化」ユネスコ登録に向けた機運醸成を図っているところです。

このたび、9月7日に「温泉文化・世界サミット」を温泉学会と連携して、全国初開催することとしましたのでご報告します。

■「温泉文化・世界サミット」

【開催目的】

全国の温泉、旅館・ホテル、観光産業、研究者、自治体関係者が一堂に会し、2030年の「温泉文化」のユネスコ登録に向け、「温泉文化」の文化的価値・魅力の発信、観光誘客の促進を行う。

【日 時】9月7日(月) 午前9時30分から正午まで

【会 場】ハワイアロハホール（鳥取県東伯郡湯梨浜町はわい長瀬584）

【参加者】全国の温泉関係者（旅館・ホテル・自治体）、温泉学会、一般等 300名程度

【主 催】「温泉文化」ユネスコ無形文化遺産登録を応援する知事の会（会長・平井知事）（協力：「温泉文化」国民会議）

【主な内容】

○温泉文化アンバサダー（※）就任

・ヤマザキ マリ氏（漫画家・文筆家・画家）

（※）国内外への温泉文化の発信役を期待し、ユネスコ登録を応援していただく役割の著名人。SNS等で温泉に関する投稿や講演等での発信を期待。

○報告「温泉文化」ユネスコ無形文化遺産登録へ向けての活動方針

・知事の会事務局

ユネスコ登録の意義や2030年の「温泉文化」登録に向けた知事の会の活動について報告。

○講演「世界の温泉事情と温泉文化」

・大川 哲次氏（温泉学会副会長、大阪ユネスコ協会会長、弁護士）

世界各地の多様な温泉とその文化について、世界100カ国以上の訪問歴をふまえた講演。

○パネルディスカッション「世界の中の温泉文化とその魅力」

世界の多様な温泉文化からみた日本・鳥取の温泉文化の魅力とその活かし方を探る。

＜パネリスト＞

・ヤマザキ マリ氏／大川 哲次氏／茶山 健二氏（甲南大学理工学部教授、温泉学会副会長）／洪 明峯氏（台湾 台中市温泉観光協会副理事長）

＜コーディネーター＞

・内田 彩氏（東洋大学国際観光学部准教授）

○PRブースについて

・全旅連青年部を中心に全国の温泉地をPRするブースを設置。県内の10の温泉地の魅力発信などと併せて、台中、江原道、ラマルー・レ・バン（フランス）など本県の友好交流地域を中心に世界の温泉を紹介するPR展示を行う。

【参考】温泉学会について

○2003年9月に有馬温泉において設立総会および第1回全国大会が開催され発足した学会で、温泉利用者の立場から信頼に足る本物の温泉を後世に遺すことを主眼として設立された。

○温泉愛好家、温泉地の旅館・ホテルや市町村の関係者、人文・社会・自然科学等の研究者、ジャーナリスト、ライター、医師、弁護士など、200名を超える多彩な会員によって構成されている。

○基調講演、現地報告、シンポジウム、会員総会、自由論題報告と源泉視察を含むエクスカージョン等の活動を実施している。

○第29回温泉学会「鳥取県 はわい温泉・東郷温泉大会」が2026年9月7日～8日（於：望湖楼）に開催され、「温泉文化・世界サミット」と連携して温泉文化の学術的価値づけを高めることへの相乗効果が期待される。



文化財の県指定等について

令和 8 年 8 月 2 1 日
文 化 財 課

令和 8 年 8 月 1 8 日(火)、鳥取県文化財保護審議会(会長：靄理恵子 専修大学教授)は、下記の文化財について、鳥取県保護文化財に指定することを知事に答申しました。

記

文化財の名称	金小札紅糸威二枚胴具足 (きんこざねべにいとおどしにまいどうぐそく)		
文化財の分野	鳥取県保護文化財(工芸品)		
所在地	鳥取市	員数	1 領
文化財の概要	鳥取藩主池田家初代池田光仲(1630-1693)が、慶安 3 年(1650)年に造営した鳥取東照宮(樗谿神社)に奉納したという伝来をもつ甲冑である。 本甲冑は室町時代中期(15 世紀)に上級武士の着料として確立された三物皆具(兜、胴、大袖)を当世具足(とうせいぐそく)に再構成しており、鳥取池田家の歴史や権威を象徴している。装飾意匠は札板(さねいた)に金箔を貼り、紅色の紐で威(おど)す格調高い雰囲気こそなえ、要所に三葉葵紋(みつばあおいもん)を飾る。本甲冑は美術工芸品として優れた価値を有し、光仲による奉納が各種史料からも裏付けられ、歴史資料的価値も併せ持つ。		

文化財の名称	木造聖観音菩薩立像 (もくぞうしょうかんのんぼさつりゅうぞう)		
文化財の分野	鳥取県保護文化財(彫刻)		
所在地	八頭町	員数	1 躯
文化財の概要	真言宗醍醐派新興寺の本堂に本尊として安置される等身の菩薩立像。本像は角ばった面長な顔立ちや太づくりの体躯、9 世紀頃の仏像に通用の翻波式衣文(ほんぱしきえもん)を刻まず、浅く変化した衣文表現など、平安時代中期・10 世紀の造形的な特徴を示し、裾(腰に巻きつけたスカートのような布)の折り返し部分がややなびき左右非対称となるなど新しい要素もうかがえ、10 世紀半ばから後半頃の造像とみられる。 本像は因幡地域でも数少ない 10 世紀にさかのぼる木彫像であり、本県の彫刻史上、優れた価値を有する。		

【文化財の詳細】

名称	所在地	員数	指定基準
きんこざねべにいとおどしにまいどう 金小札紅糸威二枚胴 ぐそく 具足	鳥取市（鳥取県立博物館）	1 領	保護文化財 工芸品の部 1 各時代の遺品のうち製作が特に優秀なもの 2 我が県の工芸史上又は文化史上特に貴重なもの

＜指定理由＞

鳥取藩主池田家初代池田光仲（1630－1693）が、慶安3年（1650）年に造営した鳥取東照宮（樗谿神社）に奉納した伝来をもつ甲冑である。

本甲冑は、兜、面具、胴、大袖、籠手、佩楯、臑当、貫（毛沓）から成る。製作当初の全体構成を保持しており、兜の三鍬形の鍔化や、各部の緒所（飾り紐）に後補があるものの、全体的に保存状態が良い。

本甲冑の造形は、室町時代中期（15世紀）に上級武士の着料として確立した兜、胴、大袖から成り、胴丸を前胴と後胴の左側面を蝶番で連結する二枚胴という当世具足（戦国時代～江戸時代の甲冑）に再構成したものである。兜に施された飾鍬や大袖の冠板など本甲冑の要所に飾られた三葉葵紋は、光仲が徳川家康の曾孫であることから、鳥取池田家と徳川将軍家との血縁関係を強調する意図があつと想定され、本甲冑は鳥取池田家の歴史や権威を具現化したものである。小札や威毛の仕立ての良さや豪華な装飾など、全体的に高度な製作技術を駆使されており、奈良を拠点とした徳川将軍家お抱え甲冑師の岩井派が手掛けた可能性が高い。

鳥取東照宮の別当寺であつた大雲院（鳥取市）に伝わる鳥取東照宮の御神宝に関する文献記録にあらわされた「御鎧」「御甲御鎧」「御鎧緋絨」は同一のものと想定され、特に「緋絨」は紅糸威を意味し、本甲冑と一致するため由緒伝来を歴史史料から裏付けられる点も本甲冑の重要性を高めている。

以上のことから、鳥取藩主池田家初代光仲が鳥取東照宮の創建にあたり奉納した甲冑であることが、造形、意匠、由緒伝来、文献記録により明らかである。あわせて藩主奉納の甲冑に相応しい絢爛豪華な造形で、美術工芸品として優れた甲冑であることから、県保護文化財に指定し保護するにふさわしい価値を有すると判断される。



金小札紅糸威二枚胴具足

名称	所在地	員数	指定基準
もくぞうしょうかんのんぼさつりゅうぞう 木造 聖 観 音 菩 薩 立 像	八頭町	1 軀	保護文化財 彫刻の部 2 わが県の絵画・彫刻史上 特に意義のある資料となる もの

< 指定理由 >

真言宗醍醐派新興寺（八頭町）の本堂に本尊として安置される等身の菩薩立像。脇壇には、天正 13 年（1585）に新興寺内の大法寺に施入の銘を持つ延命観音菩薩像（現在、鳥取県立博物館寄託）、および薬師如来坐像が安置されている。

本寺に伝わる「新興寺文書」（平成 26 年鳥取県指定保護文化財 5 点 12 通）のうち、最古となる安元 3 年（1177）3 月の「新興寺住僧等解案」によると、「当寺、是、延命観音之靈地、草創年旧、利生弥新、奉為天下国吏、致御祈祷験場也」とあり、平安時代末期には、草創年代はあきらかではないものの、古い由緒を有する寺院と認識される。

本像は両肘先、体幹部背面が後補の材に置き換わり、オリジナルの彫刻面も後補の厚い漆箔や彩色により一部判然としない。また、頭頂に結い上げた^{たんけい}單髻、及び天冠台上の地髪部にみられる 6 箇所^{ほんぼしきえもん}に穿たれた半円形状の窪みが認められるが造像当初のものかは疑わしい。しかし、角ばった面長な顔立ちや太づくりの体軀、9 世紀頃の仏像に通用の^{ほんぼしきえもん}翻波式衣文を刻まず、浅く変化した衣文表現など、平安時代中期・10 世紀の造形的な特徴を示している。

さらに構造的には、等身大の立像ながら内削りを施さないなど古様な点がある一方で、裾（腰に巻きつけたスカートのような布）の折り返し部が左右対称ではなくやや右になびくような動きを見せるなど新しい要素もうかがえる。後補材への置換や表面仕上げの改変により、年代判定の手がかりとなる造形が一部失われているものの、現状から判断し得る諸要素を総合すると 10 世紀半ばから後半頃の造像とみられる。

なお、前述した改変や修理の痕跡については、『因幡志』（寛政 7 年（1795）成立）に記された正保年間（1644～1648）頃に「仏像の叢中に顛倒」していた記述との関連性がうかがえる。

10 世紀に造立された本像は、「新興寺文書」のうち最古の「新興寺住僧等解案」や、大正 6 年（1917）に新興寺横の山腹斜面で発見されたと伝えられる「新興寺金峯山経塚出土遺物一括」（平成 4 年鳥取県指定保護文化財）よりもさらに古い時期に位置づけられ、新興寺の歴史を考えるうえで現存最古級の資料と評価することができる。

本像は、因幡地域でも数少ない 10 世紀にさかのぼる木彫像であり、本県の彫刻史を考える上で重要な作例と位置づけられる。よって、県保護文化財に指定し保護するにふさわしい価値を有すると判断される。



木造聖観音菩薩立像

県内

県指定文化財		3 4 1 (2)	
保護文化財		1 8 3 (2)	
絵画		3 2	
古文書		2 3	
彫刻		4 9 (1)	
工芸品		1 8 (1)	
書跡		0	
考古資料		3 0	
歴史資料		1	
建造物		2 5	
工芸・考古資料		4	
彫刻・建造物		1	
史跡		2 0	
名勝		1 4	
名勝・史跡		0	
名勝・天然記念物		0	
天然記念物		5 8	
有形民俗文化財		8	
無形民俗文化財		4 5	
無形文化財	指定	1 1	
	(保持者	1 0)	
	(団体	3)	
伝統的建造物群保存地区		1	
選定保存技術保持者		1	
県選択		3	
記録作成等の措置を講ずべき 無形の民俗文化財		3	

国指定文化財

国指定文化財		1 3 1	
国宝・重要文化財		5 8	
絵画		3	
古文書		0	
彫刻		1 8	
工芸品		5	
書跡		1	
考古資料		1 2	
歴史資料		0	
建造物		1 9	
工芸・考古資料		0	
彫刻・建造物		0	
特別史跡・史跡		3 7	
名勝		4	
名勝・史跡		1	
名勝・天然記念物		1	
特別天然記念物・天然記念物		2 0	
重要有形民俗文化財		1	
重要無形民俗文化財		4	
重要無形文化財	指定	1	
	(保持者	1)	
	(団体	0)	
重要伝統的建造物群保存地区		3	
重要文化的景観		1	
国選択		9	
記録作成等の措置を講ずべき 無形の民俗文化財		9	

・ () 内の数字は今回新規指定数です。